

# ニュース学童保育

=私たちの活動 4つの柱=  
\*制度化と指導員の身分保障  
\*専門性と仕事の確立  
\*父母と共に学童保育運動の発展  
\*全国の指導員との団結と連帯

## 学童部会、厚労省交法

### その他の児童には、小学生は入らないー厚労省

11月10日、オンラインでの厚生労働省交法に臨みました。全国部会からは役員5名、厚労省からは担当官2名が出席しました。

厚労省は、全国部会からの要請に対して、法改正と施策改善について「児童福祉法第24条1項のその他の児童は、未就学児の保育の規定であり、小学生を含める見解はない。」、設備及び運営の基準については「地方からの要望で参酌化した。自治体の判断で充実されるものなので、実施主体である市町村との話し合いを進めてほしい。」、実施要綱の開所時間については「準備等による勤務時間の実態を知りたい。」、処遇改善事業については「会計検査院や財務省から適正な申請が求められてい

る」ことをあげながら「各自治体が積極的に活用するよう情報提供の強化を行う」などの回答がありました。

山田副部長からは「現地がいくら要望しても処遇改善事業をとらない自治体は多い。人件費を最低賃金を念頭に置いて考えている。また、臨時特例事業での9千円円アップ程度では全然足りない。」と強く訴えました。

また、阿部副部長からは、指定管理者制度については「厚労省は各地域で適切に行われていることが前提というが、参入した企業にはその考えはなく、自治体はお金のことしか頭にない。実態について目を向けない。」と反論しました。厚労省は「運営費は少しずつ上げているが、その運営費を満額使っていない自治体がある。加算項目が多く使いつらいという認識はある。経営状況の実態調査

は現在集計中だ。事業自体は委託はできるが、公の施設管理ではないところに指定管理者制度が入ることは厚労省では考えていなかった。総務省と話し合った方がよいのではないか。」と返答しました。

### 育ちを保障する場

田村事務局長は「国がい

くら処遇改善事業の宣伝をしても自治体任せでは一向に申請状況は伸びず、格差は広がるばかり。この事実からも今の児童福祉法第6条では限界ではないか。第7条に位置付けて施設としての最低基準をしっかりと持つことが必要ではないか。指定管理者制度については、すでに総務省と話し合っていて厚労省が除外すると決めてくればいいことだ、と回答を得ている。」と迫りました。

は学童保育を単なる子どもの居場所と考えていない。子どもは就学したら保育は必要なのではなく、乳幼児からの発達課題を抱えながら入所してくる。家庭と学校とも連携しながら育ちの保障のための準備を午前中から行っている。」また、来年4月から移管されることも家庭庁での学童保育を「こどもの居場所づくり」ではなく保育園等と同じ「こどもの育ちの保障」に位置付けること求めました。

厚労省は「法体系上、保育と並べることの意義はわかるが、それですべてのクラブができるか、ついてこられない自治体・事業者がいるのではないか。中には放課後児童クラブではなく、(放課後児童教室など)別事業で補うことを考えはしないか。」「(指定管理者制度の問題では)厚労省は継続的な運営が必要ということを示しているので、そのように各自治体が理解してもらえばいいのだが...」と地方自治体まかせ、国の

制度、施策を進めることに消極的であることが目立ちました。

最後にこども家庭庁への移管にあたって、これまでの到達と課題が正確に引き継がれること、移管後の交渉の窓口が決まり次第、部会事務局に連絡することを確認して終了しました。

国は、子どもや保護者が置かれている現状の把握や子どもの権利の保障という視点よりも地方自治体の都合や状況を優先して学童保育制度や施策を考えていることがあらわになりました。各自治体の理解に期待しなければならぬような現在の学童保育制度・施策ではなく、学童保育を児童福祉法第7条に位置付け、最低基準を定めること、その実現のために必要な施策を計画的に進めていくことを国に求めていく必要性をあらためて強く感じる交渉となりました。

(立嶋峰文 部会長)